

酒津地区堤防強化・笠井堰改築事業検討会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「酒津地区堤防強化・笠井堰改築事業検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討会は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長（以下「岡山河川事務所長」という。）が「高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更）令和4年3月」の河川の整備を実施する区間として記載のある「酒津地区」の堤防強化にあたり、国の重要文化財である酒津取水樋門及び関連文化財への影響が想定されるため、「酒津地区の堤防強化の必要性」及び「酒津取水樋門の取扱いの方向性」について、学識経験を有する者の技術的助言を聴く場として設置するものである。

（組織等）

第3条 検討会の委員は、岡山河川事務所長が委嘱する。

- 2 検討会は、別表で掲げる委員及びオブザーバーで構成する。
- 3 検討会には委員長を置くこととし、委員長は委員の互選によってこれを定める。
- 4 委員長は検討会を代表し、検討会の円滑な運営と進行を総括する。
- 5 委員長は検討会の秩序維持の為に必要な措置を事務局に命ずることができる。
- 6 委員長に事故がある時は、検討会に属する委員のうちから委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

（検討会の招集）

第4条 検討会は、岡山河川事務所長の要請を受け、委員長が招集する。

- 2 検討会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、インターネット等を利用した参加も出席とする。
- 3 検討会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 委員の代理出席は認めない。

（公開）

第5条 検討会は原則非公開とする。

- 2 検討会で委員に配布される資料は、個人情報・個人名・重要な施設等の状況を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、原則としてすべての資料を公表する。
- 3 検討会の議事録は、意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される要旨とし、各委員の確認を受けた後、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所ウェブサイトにて公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものとする。

（事務局）

第6条 検討会の事務局は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所流域治水課に置く。

2 事務局は、検討会運営に係る庶務を処理する。

3 事務局は、第3条5項に基づく委員長の指示により、必要な措置を講ずる。

（規約の改正）

第7条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

（雑則）

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項については、検討会で定める。

附則 この規約は令和6年6月4日から施行する。

附則（令和6年6月4日規約の一部改正）

令和6年 月 日 （別表の改正）

別表

酒津地区堤防強化・笠井堰改築事業検討会 委員名簿（案）

委員

氏 名	所 属	分 野
稲田 孝司 (い나다 たかし)	岡山大学 名誉教授	文化財
竹下 祐二 (たけした ゆうじ)	岡山大学 特命教授（研究）	地盤工学 (河川堤防)
西村 伸一 (にしむら しんいち)	岡山大学 学術研究院環境生命自然科学学域 教授	農業水利
樋口 輝久 (ひぐち てるひさ)	岡山大学 学術研究院環境生命自然科学学域 准教授	土木史
前野 詩朗 (まえの しろう)	岡山大学 学術研究院環境生命自然科学学域 特任教授	河川工学 (水工学)

(敬称略 五十音順)

オブザーバー

氏 名	役 職
北河 大次郎 (きたがわ だいじろう)	文化庁 文化資源活用課 近現代建造物部門 主任文化財調査官
浜原 浩司 (はまはら こうじ)	岡山県 教育庁 文化財課長
清水 一仁 (しみず かずひと)	岡山県 土木部 河川課長
天野 哲也 (あまの てつや)	岡山県 農林水産部 耕地課長
平田 義雄 (ひらた よしお)	倉敷市 教育委員会生涯学習部 文化財保護課長
片山 寛士 (かたやま ひろし)	倉敷市 建設局 事業推進課長
岡本 靖士 (おかもと やすし)	倉敷市 文化産業局農林水産部 耕地水路課長
河野 裕 (こうの ひろし)	高梁川東西用水組合 副管理者

(敬称略)